⑻　⑸により整理された送配電非関連可変費用を、⑹①４）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに配分することにより整理すること。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

⑼　⑹から⑻までにより整理された非特定需要及び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⑽　⑶により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑹から⑻までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑹から⑻までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑹から⑻までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑹から⑻までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　一般需要部門

［削る］

6．　［略］

7．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、6．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

⑿　⑼により整理された送配電関連可変費用及び送配電非関連可変費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連可変費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、⑽①６）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

②　送配電関連可変費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、⑽①７）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連可変費用のうち、低圧配電費用を、⑽①８）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電非関連可変費用を、⑾①４）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⒀　⑽から⑿までにより整理された非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⒁　⑺により整理されたネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑽、⑿及び⒀により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、⑽、⑿及び⒀で整理された特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑽、⑿及び⒀により整理された送配電関連費用の合計額のうちに、⑽、⑿及び⒀で整理された非特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⒂　⑺により整理された非ネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑾から⒀までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑾から⒀までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　⑾から⒀までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑾から⒀までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　一般需要部門

⒃　⑷、⑺及び⑻により整理された離島供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

7．　［略］

8．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、7．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。